

世界文化遺産地域を対象とした現地調査の事前学習素材 —— 和歌山県田辺市本宮町に関する主な統計結果を手がかりとして ——

峯 俊 智 穂

Prior Learning Materials of the Field Work on the World Cultural Heritage Region

—— As a Clue the Main Statistical Results for Hongu Town,
Tanabe-city, Wakayama Prefecture ——

Chiho Minetoshi

要 約

地域づくりのあり方を考える課題解決型の研究を展開する場合、「まず理論ありき」で地域をみるのではなく、「地域という現場」で生じている問題の本質を見つけ出し、それを解決するためにはどのような理論と手法が必要なのかを考えていくことが想定される。この第一段階として、地域特性を「知る」作業が必要となる。地域はそれぞれの特性を有しているが、それらを座学のみで理解することは難しい。また、地域特性とは地方公共団体の区分等で明確に分けることは困難である。それゆえフィールドワークを行ない、現地の目視や地域住民から話を聞くことを重ねなければならない。ただしフィールドワークを実施するにあたり、その事前学習として、現地を訪ねなくても入手可能な資料を用いて、かつ、押さえておくべき基礎的な地域情報がある。本稿では、世界文化遺産地域を対象としたフィールドワークの事前学習の素材となる主な資料や統計データについて、その一部を紹介することで、適宜簡潔ではあるが分析・考察を行うことを目的とする。対象地域は、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の構成資産の一部が所在する和歌山県田辺市本宮町を取り上げる。本稿で使用する資料や統計データの多くは研究者にとって自明の資料・技法ではあるが、学生が当該地域に係る調査を開始するに際し、事前学習の参考資料になることも狙いとしたい。

キーワード：世界文化遺産、世界遺産地域、世界遺産保護、和歌山県田辺市本宮町

はじめに

近年、大学教育においては実学志向の課題解決型学習（Project-Based Learning）の取り組みがみられる。地域づくりのあり方を考える課題解決型の研究を展開する場合、「まず理論ありき」で地域をみるのではなく、「地域という現場」で生じている問題の本質を見つけ出し、それを解決するためにはどのような理論と手法が必要なのかを考えていくことが想定される。

この第一段階として、地域特性を「知る」作業が必要となる。地域はそれぞれの特性を有しているが、それらを座学のみで理解することは難しい。また、地域特性とは地方公共団体の区分等で明確に分けることは困難である。それゆえフィールドワークを行ない、現地を目視や地域住民から話を聞くことを重ねなければならない。ただしフィールドワークを実施するにあたり、その事前学習として、現地を訪ねなくても入手可能な資料を用いて、かつ、押さえておくべき基礎的な地域情報がある。

以上を踏まえ、本稿では、世界文化遺産地域を対象としたフィールドワークの事前学習の素材となる主な資料や統計データについて、その一部を紹介し、適宜簡潔ではあるが分析・考察を行うことを目的とする。対象地域は、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道（Sacred Sites and Pilgrimage Routes in the Kii Mountain Range）」の構成資産（property）の一部が所在する和歌山県田辺市本宮町（以下、旧本宮町という。）である。本稿で取り上げる項目については、「地域の調べ方」に関する文献で取り上げられているものを参考とした⁽¹⁾。使用する資料や統計データの多くは研究者にとって自明の資料・技法ではあるが、学生が当該地域に係る調査を開始するに際し、事前学習における参考資料の一つになることも狙いとした。

1. 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」について知る

1-1. 概要

「紀伊山地の霊場と参詣道」は、2004年（平成16年）に世界遺産リストに記載された文化遺産である。構成は3つの霊場（熊野三山、高野山、吉野・大峰）と、それらへ至る参詣道（熊野参詣道、高野山町石道、大峰奥駈道）から成り、和歌山県、奈良県、三重県と3県にまたがる広範囲となっている。本稿で対象としている旧本宮町には、構成資産である大峰奥駈道と熊野参詣道⁽²⁾のうち「中辺路」と「小辺路」が通っている。

世界遺産委員会が世界遺産条約の履行を促すためにまとめたものとして、『世界遺産条約履行のための作業指針⁽³⁾（以下、作業指針という。）』がある。本稿事例の世界遺産の特徴は、作業指針のなかで「自然と人間との共同作品（combined works of nature and of man）」として定義されている文化的景観（Cultural Landscapes）が評価されていることにある。そのため、構成資産そのものの保存管理だけではなく、自然環境も含めて地域総合的に保護されることが想定されているこ

とになる。以下では当該世界遺産の保護管理について確認したく、簡潔に整理する。

1-2. 保護管理

世界遺産リストに記載された構成資産の保護（protection）と管理（management）については、作業指針の段落（paragraph）のうち、第96段落から第119段落までのなかに記されている。このうち、第103段落では世界遺産の資産を効果的に保護するために必要な場合は「緩衝地帯（Buffer Zone）」を設定するよう定められている。そのため、ほとんどの世界遺産には資産と緩衝地帯の2つの範囲が設定され、それぞれに対して保護管理が行われている。

1-2-1. 法的保護

①構成資産

構成資産については、作業指針の第97段落に記されているよう、適切な保護範囲（境界）の設定の下、自国における長期的立法措置、規制措置、制度的措置、そして伝統的手法によって確実な保護管理となるよう図られている。本稿で取り上げる構成資産「熊野参詣道」は、日本の制度的措置については文化財保護法下にあり、文化財の種類の一つである記念物に該当し、このうち「史跡」に指定されている。

ここで、熊野参詣道が世界遺産の構成資産に含まれるまでのプロセスを簡単に確認する。文化庁によって1978年度（昭和53年度）から開始された国庫補助事業である「歴史の道」事業がある。調査事業と整備事業から成り、高度経済成長期にあたる時期であったので、開発や生活様式の変化に伴い荒廃した江戸時代以前の道・河川・運河等の交通路とこれらに関わる遺跡等の保存を目的としていた。旧本宮町内の熊野参詣道にあたる範囲の調査事業は1978年度に和歌山県が文化庁から国庫補助を受けて実施されている⁽⁴⁾。その後、保存整備事業は1978年度（昭和53年度）から1982年度（昭和57年度）までの5カ年、国と和歌山県から助成金を受けた継続事業として実施された⁽⁵⁾。そして約20年後、文化庁によって2000年（平成12年）11月に史跡「熊野参詣道」として指定されることとなった。

この後、世界遺産リスト記載へ向けた動きが加速する。2000年（平成12年）11月、文化庁によって日本の世界遺産暫定リスト（tentative list）に「紀伊山地の霊場と参詣道」を記載することが決定された。続いて2001年（平成13年）4月にはUNESCOの世界遺産暫定リストに記載される。2002年（平成14年）10月に国の文化審議会が世界遺産センターへ推薦することを了承し、同年12月に「史跡の分離・追加指定・名称変更」がされる。これによって、熊野参詣道と熊野三山の大きく2つに分けられることとなった。その後、2003年（平成15年）1月に国から世界遺産センターへ推薦書が送付されている。

②緩衝地帯

緩衝地帯は、作業指針第104段落に記されているよう、構成資産の効果的な保護を目的として、構成資産を取り囲む地域に、法的または慣習法的手法によって補完的な利用・開発規制を敷くことにより設けられている。その際、構成資産の保護を支える重要な機能をもつ地域または特性が含まれている。

旧本宮町内の熊野参詣道「中辺路」の場合、大きく3点から保護が図られている。第一に、自然公園法による第3種特別地域と普通地域である。「特別地域」とは公園の風致を維持するための地域であり、第3種の場合は「通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域」として区分されている。「普通地域」とは、特別地域や海域公園地区に指定されていない地域であり、工作物の新築・改築、特別地域の河川・湖沼へ影響を及ぼすこと、広告の掲示、水面の埋立て・干拓、鉱物の掘採、土地や海底の形状の変更といった行為については届出が必要となる。

第二に、森林法による保安林である。「保安林」とは、水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成など、特定の公共目的を達成するために農林水産大臣または都道府県知事によって指定される森林のことである。保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等には都道府県知事の許可が必要となり、伐採跡地へは植栽義務が課せられる。

そして第三に、田辺市歴史文化的景観保全条例による「景観保全地区」である。当該地区の範囲は、熊野参詣道の場合、道を中心として左右50mに設定されている。景観保全地区内では、①住宅、店舗、小屋等の新・増・改築および外観の色彩を変更する場合、②広告物等の設置、形態や色彩を変更する場合、③土地の形状変更、土石の採取、水面の埋め立てをする場合、④木竹の伐採をする場合、田辺市長へ許可申請書を提出する必要がある。

以上のように、「世界遺産地域」と表現した場合は具体的な地域の範囲が曖昧となるが、世界遺産の保護管理の視点でみた場合、対象とする地域には構成資産や緩衝地帯の範囲設定が成されており、地域住民に何かしらの制限が生じている可能性がある。

1-2-2. 管理体制

世界遺産リスト記載後の保護管理体制の整備については、2005年度（2006年3月）に『世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」和歌山県保存管理計画（分冊3）』が策定されている。この計画の目的は、参詣道、霊場、自然名勝地、動植物種・地質鉱物、歴史的建造物等から成る資産とそれらの周辺環境を「将来にわたって確実に保存管理する」ことにある。そこで、保存・管理の基本方針として、①資産の諸要素の特定、②資産の諸要素ごとの性質に応じた保存・管理の方法の明示、③現状変更等の取扱方針及び基準の明示、④周辺環境を構成する諸要素の特定とそれらの保存・管理の方法の明示、⑤整備活用の基本方針の明示、⑥保存管理と整備活用を

適切に実施するための運営体制の整備に関する方針の明示、の6点が掲げられている。

これに係る保存管理基準は次のとおりである。保存管理の方針としては指定された時点の現状保存が図られる。例えば、①建築物の新築・増築・改築・除去、②工作物の設置・改修・除去、③土地の形質変更、④木竹の植栽・伐採、⑤復旧・修理等の各種整備事業、⑥発掘調査等の学術調査、は原則として許可されない。ただし、参詣道の整備については、道の特性を十分に考慮し、現状における形態の維持を基本としながらも必要に応じて機能と構造の復旧・復元を行い、利用者の便益のための諸施設を設置することが基本とされている。

2. 歴史を知る

2-1. 市町村合併

現在の和歌山県田辺市（以下、新田辺市という。）は2005年（平成17年）5月1日、それまでの田辺市（以下、旧田辺市という。）、日高郡龍神村、西牟婁郡中辺路町、西牟婁郡大塔村、東牟婁郡本宮町（旧本宮町）が市町村合併を行い発足したものである。市庁舎（本庁）は旧田辺市内にあり議会機能は集約されているが、旧町村役場は行政局として現在も住民窓口の役割を担っている。旧本宮町の本宮行政局では、総務課（総務係、地籍調査係）、住民福祉課（住民係、保健福祉係）、産業建設課（商工観光係、農林土木係）、教育事務所、が業務を行っている。

旧本宮町には、田辺市（本宮行政局産業建設課）が管理する世界遺産熊野本宮館が設置されている。建物は、世界遺産リスト記載5周年にあたる2009年（平成21年）7月に、熊野参詣道に関する資料の収集・保管・展示や地域情報の発信拠点として建設された⁽⁶⁾。当館には熊野本宮館事務局、和歌山県世界遺産センター事務局、熊野本宮観光協会事務局、そしてNPO法人熊野で健康ラボ事務局が入所している。

2-2. 町村編成

旧本宮町の歴史を遡ると、1956年（昭和31年）9月30日に東牟婁郡内にあった三里村、本宮村、四村、請川村、そして敷屋村の一部（大字小津荷と高山）が合併して発足している。更に遡ると、編成を繰り返してきたことがわかるが、以下では明治期以降について簡潔に整理する。

1878年（明治11年）7月に三新法（郡区町村編成法、府県会規則、地方税規則）が制定され、和歌山県における郡区町村編成法は1879年（明治12年）1月20日に施行された。これにより、行政区画としての東牟婁郡が誕生することとなった。このとき、郡役所は新宮町に置かれていた。その後、1889年（明治22年）4月1日に施行された「市制・町村制」では、町村の分合（分割と併合）が強行された。これにより、旧本宮町域では請川村、四村、三里村、本宮村が発足することとなった⁽⁷⁾。

以下では、旧本宮町のうち参詣道沿いの集落である伏拝地区を例にして、変遷について表1にまとめた。伏拝地区については、現在の新宮市にあたる地域との関係性が歴史的に強いことがわかる。そのため、新田辺市の各市町村や旧本宮町内の各地区の編成を歴史的に辿ると、流通や生活文化の形成過程を整理する手がかりになる。

表1：旧田辺市伏拝地区の変遷

江戸時代	紀伊国牟婁郡伏拝村 紀伊新宮藩領（紀州藩の家老 水野家）
1871年（明治4年）	廃藩置県により新宮県の管轄へ
1871年（明治4年11月22日）	第1次府県統合により和歌山県へ
1879年（明治12年）1月20日	群区町村編成法施行により東牟婁郡が発足。 → 東牟婁郡伏拝村へ
1889年（明治22年）4月1日	町村制施行により三里村が発足。伏拝村、上切原村、大居村、切畑村、土河屋村、三越村、一本松村の合併。 → 東牟婁郡三里村伏拝へ
1956年（昭和31年）9月30日	三里村・本宮村・四村・請川村および敷屋村の一部（大字小津荷・高山）が合併して旧本宮町が発足。 → 東牟婁郡本宮町伏拝へ

2-3. 郷土史料

2-3-1. 『本宮町史』

新田辺市となる合併前の旧本宮町の歴史について調べる資料として、旧本宮町の教育委員会主管の下で編纂・発行された『本宮町史』があげられる。近世史料編(1997年)、近現代史料編(2000年)、文化財編・古代中世史料編(2002年)、通史編(2004年)の全4巻から成る。このうち通史編では、古代(縄文)から現代(平成初期)にかけての旧本宮町域に係る歴史が概説されている。そのため、熊野詣、熊野本宮大社、熊野信仰、産業、生活文化など、旧本宮町域内で生じた出来事を時系列で辿る際の重要な手がかりとなる。

2-3-1. 紀伊東牟婁郡誌

旧本宮町域に関する近世までの歴史について詳しく調べたい場合、東牟婁郡役所編『紀伊東牟婁郡誌』があげられる。1917年（大正6年）に上巻・下巻が刊行されているが、復刻版として名著出版（1970年）と清文堂出版（1989年）のものもある。

2-3-3. 紀伊國名所圖會

江戸時代後期に刊行された『紀伊國名所圖會』は、名所案内本の役割を担っていたこともあり、文章と挿絵から当時の和歌山県内の寺社、自然風景、生活等を窺い知ることができる。例えば、旧本宮町域では当時の湯峰温泉の様子が描かれている。この資料データについては、著作権の保護期間満了のため、国立国会図書館デジタルコレクションにて全頁が閲覧可能である。その他、同じく江戸時代後期の紀伊藩編纂『紀伊続風土記』や浮世絵師の暁鐘成編『西國三十三名所圖會』も利用されたい。

3. 自然的特性を知る

3-1. 地形

調査地域の地形を知りたい場合は地形図を利用されたい。国土交通省の国土地理院が発行している地形図は、日本の国土全域について同じ尺度と精度を以って作成されている。また、表示事項の取捨選択や色設定、記号、文字の大きさ等も統一されている。縮尺図のうち、「2万5千分の1」地形図は、全国整備されている中では最大のものである。地形図の一部は、国土地理院のweb siteから閲覧できる。年代を追って比較すると、宅地造成等の開発、道路建設・拡張、植生等、地域の土地利用の変遷を知る手がかりとなる。

本稿で地形図の掲載は省略するが、旧本宮町の伏拝地区の場合、2万5千分の1地形図は1968年（昭和43年）以降、約10年ごとに発行されているため、高度経済成長期からの土地利用の変遷を確認することができる。

3-2. 気候

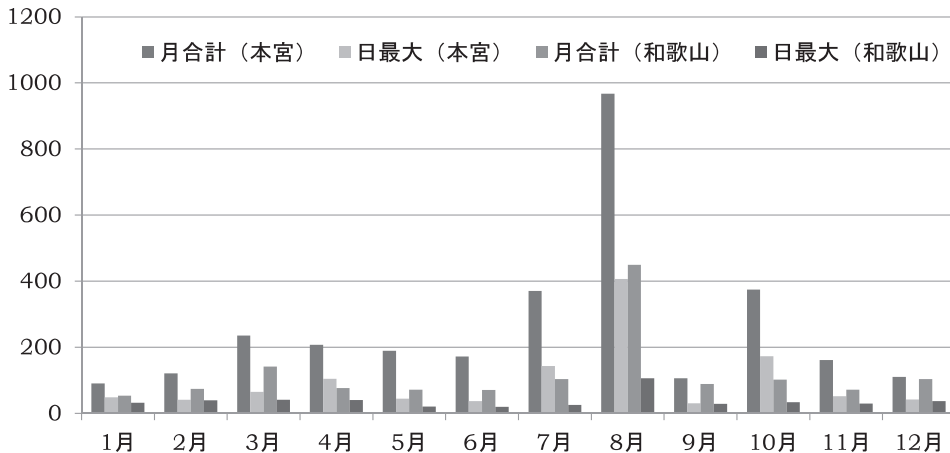
標高1,262mの冷水山や標高1,114mの果無山等から成る果無山脈と、標高1,122mの大塔山といった1,000m級の山脈に囲まれているため、昼夜の寒暖の差が大きい。

降水量について、<図1>は気象庁の観測地点データをもとに、2014年（平成26年）の月ごとの推移を作図したものである。棒グラフ左より順に、月合計（本宮）、日最大（本宮）、月合計（和歌山）、日最大（和歌山）、の降水量を表している。これをみると、旧本宮町の降水量は一年間をとおして月合計と日最大ともに和歌山県北部に位置する和歌山市内のものと比べて多

いことがわかる。とりわけ台風シーズンとなる8月が多く、日最大も高値となっている。

降水量に関して、熊野本宮大社の社殿はもともと熊野川・音無川・岩田川が合流する中洲（大斎原）にあったが、1889年（明治22年）8月に発生した台風の影響による大水害によって流出したことで遷座された歴史がある。近年では、2011年（平成23年）9月に発生した台風12号による水害も大きいものであった。歴史的に台風による水害の経験を繰り返してきたためか、川沿いの建物には水防建築と言われる「上がり家」が点在している⁽⁸⁾。

図1：降水量（2014年）[単位：mm]



出所：気象庁データをもとに筆者作成

3-3. 植生

旧本宮町の総面積の約9割は森林が占めている。国有林や公有林よりも私有林が多く、ヒノキとスギの人工林が大部分となっている。地域の更に細かい植生を知る手がかりとして、1973年度（昭和48年度）より環境省自然環境局生物多様性センターによって実施されている「自然環境保全基礎調査植生調査」がある。

この調査は、自然環境保全法第4条に基づいて、概ね5年ごとに、地形、地質、植生、そして野生動物に関する調査と、その他自然環境の保全のために講ずべき施策を策定するために実施されている。対象地域は、北方領土及び一部の離島を除く国土の全域である。植生判読は、縮尺1万分の1～3万分の1程度の最新の空中写真による立体視判読が基本とされる。また、基図は国土地理院発行の最新の縮尺2万5千分の1地形図または数値地図として作成されている。現在では環境省web site「自然環境保全基礎調査 植生調査情報提供」⁽¹¹⁾にて植生図の参照とダウンロードが可能であるため、フィールドワークの事前学習でも使用できるだろう。

この植生図は、生活文化や特産品との関わりをみる際にも有効である。旧本宮町の場合、高

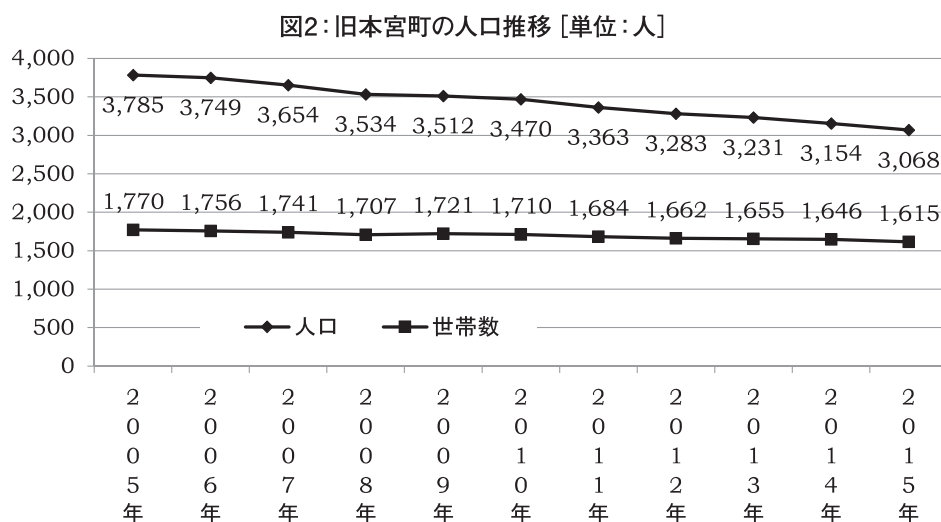
齢者を対象とした生活史調査を行った際、年中行事や食生活に植物が登場することが多く、地域と植生との関係性を分析することが可能となる。

4. 人口変化を知る

4-1. 人口推移

旧本宮町の人口変化を確認する場合、「田辺市住民基本台帳 町別人口世帯数」が有効である。新田辺市web site企画広報課「田辺市統計情報」頁では、速報(毎月末数値)と2005年(平成17年)年合併以降の毎年3月末⁽¹²⁾の住民基本台帳がExcel形式とPDF形式で掲載されている。内容として、合併以前の市町村と地区ごとに人口と世帯数が分けて記載されているため、細かい地域別の現状と推移を確認することが可能となっている。

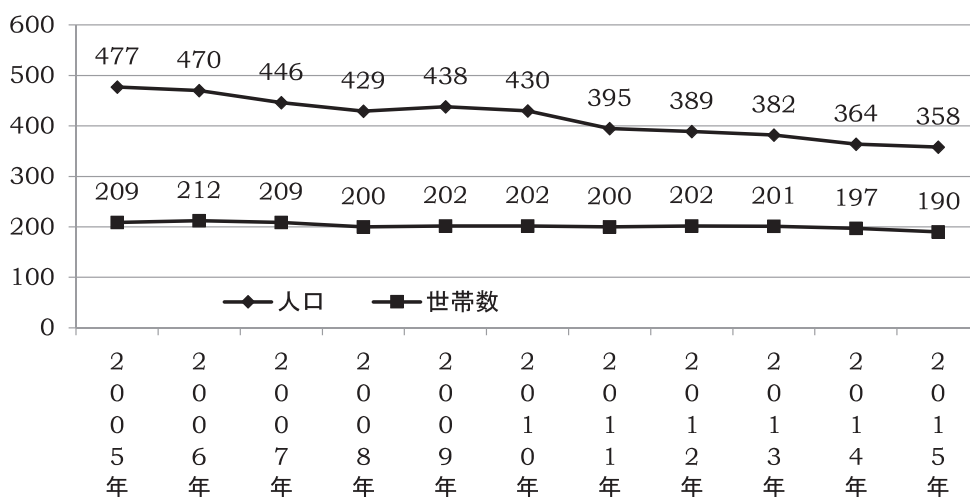
以下<図2><図3>では、旧本宮町と旧本宮町伏拝地区の人口と世帯数の推移を確認したく、数値データを基に作図を行った。



出所:「田辺市住民基本台帳」をもとに筆者作成。各年度数値は2005年のみ4月末、それ以外は3月末のものによる。

<図2>をみると、旧本宮町の人口と世帯数ともに減少傾向にあることがわかる。人数をみると、市町村合併の2005年(平成17年)から2015年(平成27年)までの10年間で約700人減少している。また、人口を世帯数で割ったところ、1世帯あたり2005年は約2.1人であったのが2015年は約1.9人と減少していることから、独居者が増加している可能性が窺える。

図3：旧本宮町 伏拝地区の人口推移 [単位：人]



出所：「田辺市住民基本台帳」をもとに筆者作成。各年度数値は2005年のみ4月末、それ以外は3月末のものによる。

＜図3＞をみると、旧本宮町内の伏拝地区においても人口と世帯数の減少傾向が確認できる。人口を世帯数で割ったところ、1世帯あたり2005年は約2.3人であり、これは旧本宮町値よりも高いことがわかる。しかし、2015年は約1.9人と旧本宮町値よりも低くなっていることから、独居者増加が加速していることが窺える。

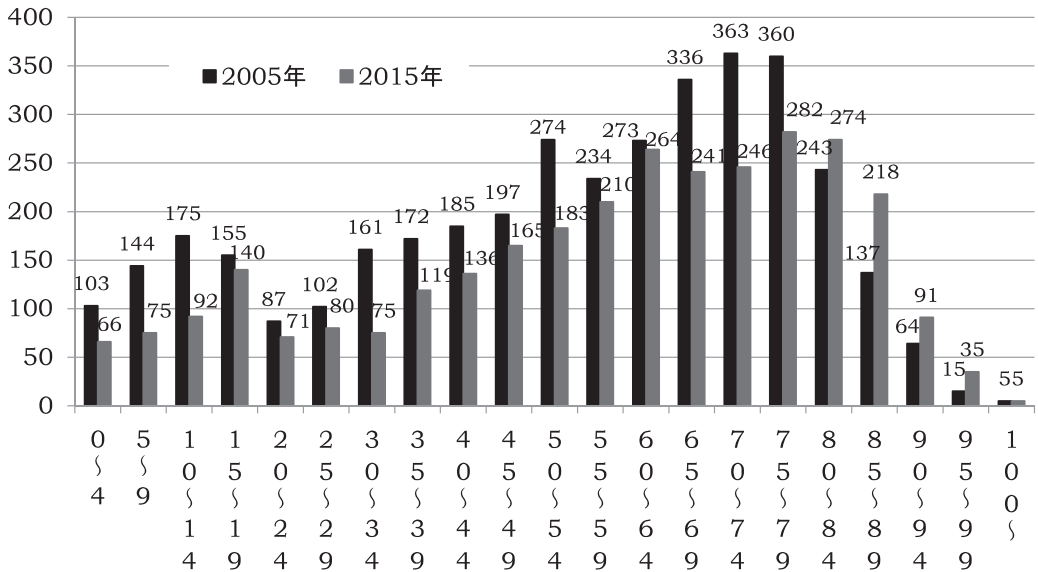
4-2. 年齢別人口

近年、少子高齢化、過疎化、そして「限界集落」化を把握する場合は、年齢別人口の確認が必要である。このとき、上記人口移動の推移で使用した田辺市web siteの同頁にて「田辺市住民基本台帳 町別・年齢別（5歳刻）人口」が掲載されているので使用することができる。

＜図4＞と＜図5＞は、旧本宮町と旧本宮町伏拝地区の年齢別（5歳刻）について、合併時の2005年4月末とその10年後となる2015年3月末の数値をグラフ化して並記したものである。両図とも一見して20歳から50歳にかけての人口は少なく、50歳以上の人口が多いことがわかる。

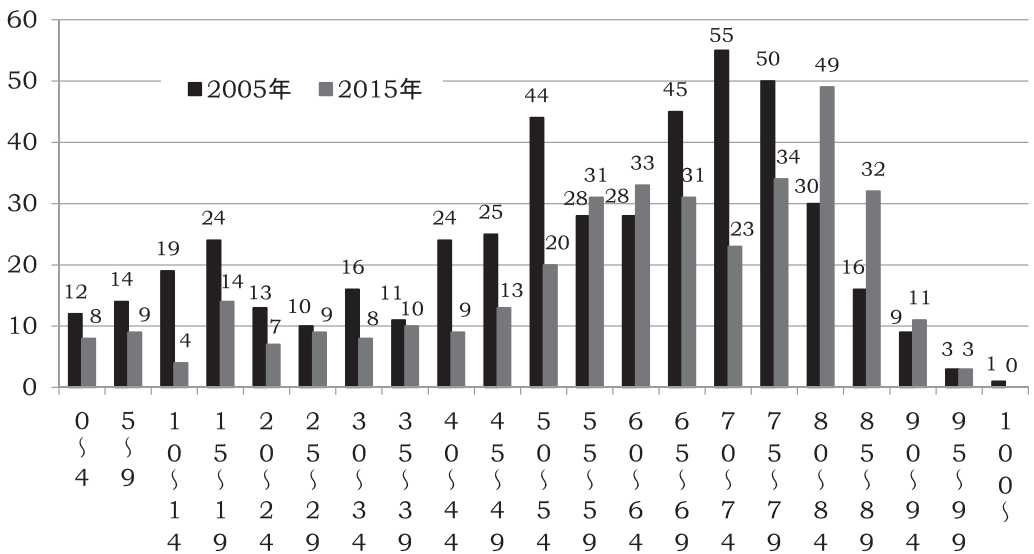
この年齢別データを基に、それぞれの年少人口比率（15歳未満）と高齢化率（65歳以上）を割り出してみる。旧本宮町＜図4＞の場合、2005年の年少人口比率は約11.1%であり、高齢化率は約40.2%となっている。そして2015年の年少人口比率は約7.6%であり、高齢化率は約45.4%となっている。そのため、10年間で少子高齢化が進んでいることがわかる。尚、高齢化率については、2005年と2015年のいずれも新田辺市へ合併した旧市町村のうちで最も高くなっている。

図4:日本宮町の年齢別人口 [単位:人]



出所:「田辺市住民基本台帳 町別年齢別人口(男女合計)」をもとに筆者作成。数値は、2005年は4月28日、2015年は3月31日のものによる。

図5:日本宮町伏拝地区の年齢別人口 [単位:人]



出所:「田辺市住民基本台帳 町別年齢別人口(男女合計)」をもとに筆者作成。数値は、2005年は4月28日、2015年は3月31日のものによる。

次に旧本宮町伏拝地区<図5>の場合、2005年の年少人口比率は約9.4%であり、高齢化率は約49%となっている。そして2015年の年少人口率は約9.8%であり、高齢化率は約51.1%となっている。そのため、10年間で年少人口については微増ではあるが増加が確認できる。旧本宮町の数値と比較しても高いため、これは旧本宮町内の他地区において10年間のうちに著しい少子化を迎えた可能性が疑われる。また、高齢化率をみると旧本宮町と比較すると2005年から高くなっており、2015年に至っては50%を超えている。人口の50%以上が65歳以上の高齢者となった地域は「限界集落」と呼ばれることから、旧本宮町伏拝地区は15歳以下が微増しながらも限界集落化にあることがわかる。

以上をみると、旧本宮町とそのなかの地区である伏拝地区のように、対象とする地域の範囲設定によって人口変化現象の程度が異なっている。

5. 経済活動を知る

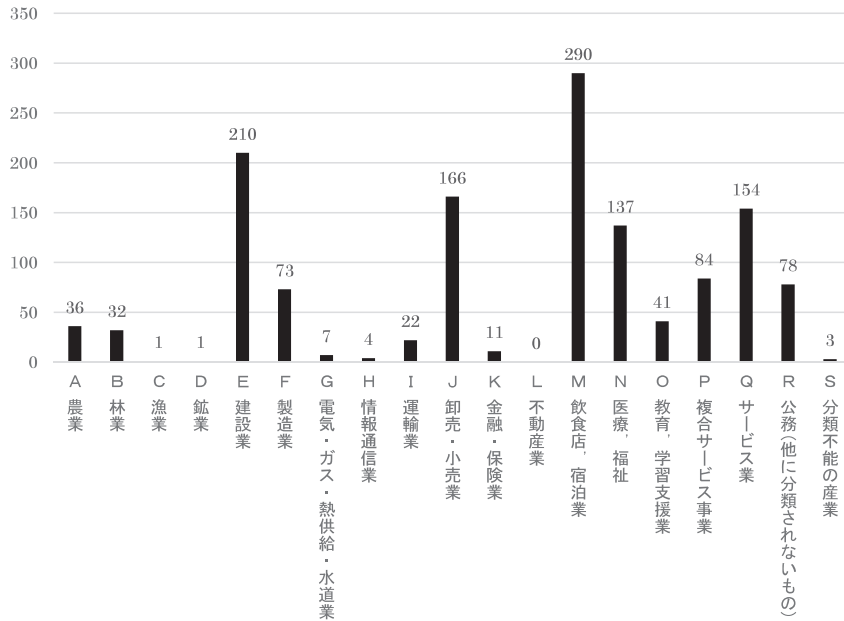
地域の経済活動を調べる場合、総務省統計局の「国勢調査」結果のうち、産業別就業者数を手がかりとすることができる。

国勢調査とは、日本の人口状況を明らかにするために総務省統計局によって5年ごとに実施されている調査である。第1回調査は1920年（大正9年）であり、最新は2015年（平成27年）の第20回調査となる。戦前の1925年（大正14年）と1935年（昭和10年）は簡易調査のため人口の基本的属性のみであるが、戦後は5年ごとに大規模調査と簡易調査に分かれながらも、経済的屬性についてはいずれの調査でも確認することができる。尚、調査結果について、2005年（平成17年）調査以降の区市町村地区別データが、総務省統計局web siteにて閲覧可能である。

この国勢調査の経済的屬性を調べる際に使用されている産業分類は、総務省統計局による「日本標準産業分類」に基づいて設定されている。日本標準産業分類とは、「統計の正確性と客観性を保持し、統計の相互比較性と利用の向上を図ることを目的として設定された統計基準⁽¹³⁾」のことである。第1回調査からも分類されていたが、政府として統一的に使用されるようになったのは1950年（昭和25年）になってからである。これ以降、適宜改定が重ねられている。最新のものは2013年（平成25年）10月の第13回改定である。そのため、国勢調査の産業分類については、当該「日本標準産業分類」の改定に伴い変化していることになる。つまり、国勢調査結果を用いて地域における1920年からの産業別就業者数の推移を確認する際は、産業分類の改正に注意する必要がある。

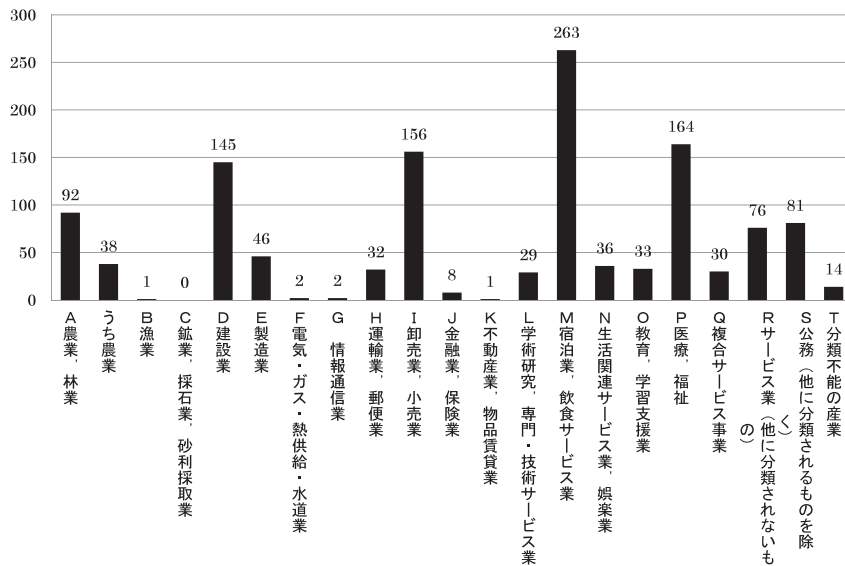
以下では、旧本宮町の産業別就業者数について、国勢調査の2005年調査<図6>と2010年調査<図7>の結果をもとにグラフに表した。

図6: 旧本宮町 産業別就業者数 (2005年) [単位: 人]



出所: 2005年度「国勢調査」結果をもとに筆者作成

図7: 旧本宮町 産業別就業者数 (2010年) [単位: 人]

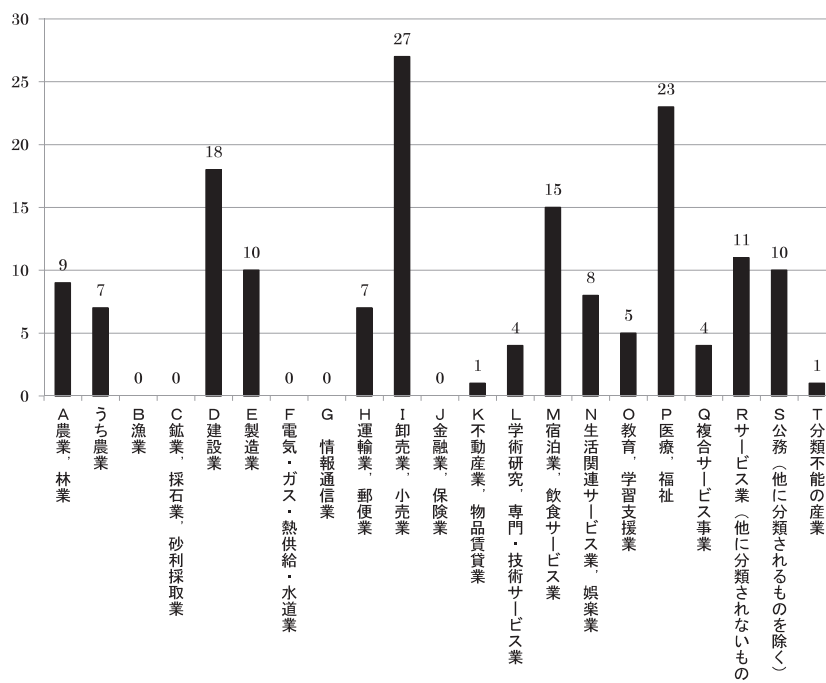


出所: 2010年度「国勢調査」結果をもとに筆者作成

〈図6〉〈図7〉より、近年の旧本宮町においては第3次産業が基幹産業となっており、とりわけ「宿泊業、飲食サービス業」での就業者数が多いことがわかる。

ここで旧本宮町伏拝地区〈図8〉の産業別就業者数を確認してみる。図8をみると、旧本宮町レベルと同様に、第3次産業への就業者数が多いことがわかる。ただし、突出した就業産業はなく、比較的「卸売業、小売業」や「医療、福祉」の就業者数が多いため、地区ごとに見ると就業に特徴が表れることも推測できる。

図8：旧本宮町伏拝地区 産業就業者数（2010年）〔単位：人〕



出所：2010年度「国勢調査」結果をもとに筆者作成

6. 観光者の動向を知る

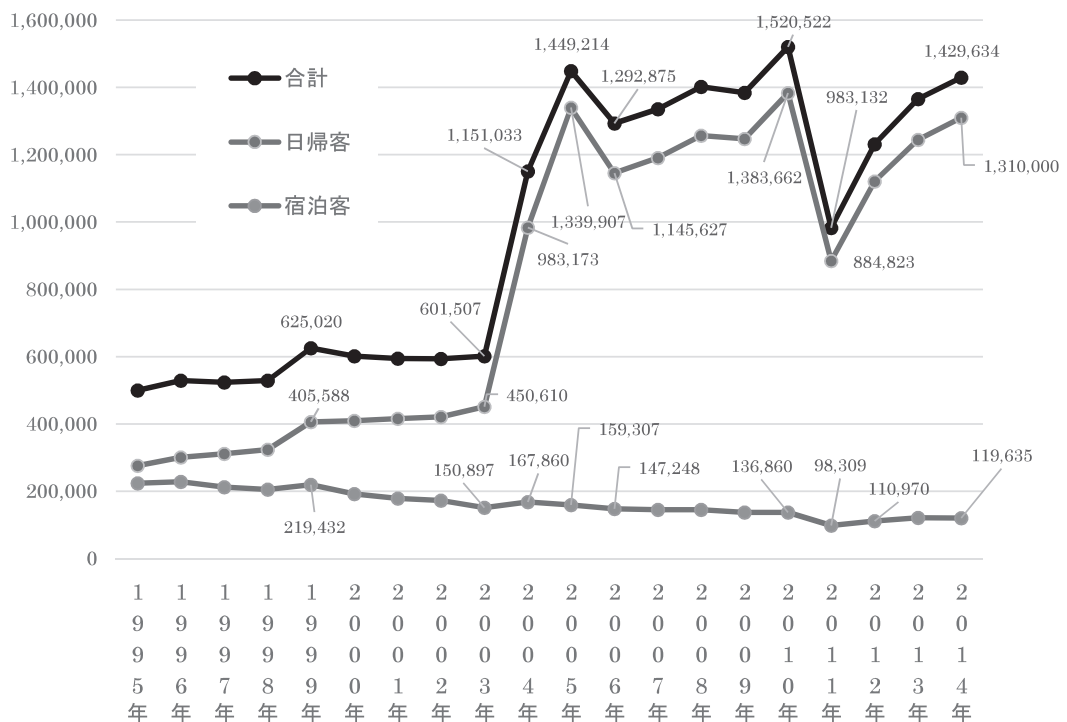
6-1. 熊野本宮温泉郷 観光者数の推移

旧本宮町は湯峰温泉、川湯温泉、渡瀬温泉と3つの温泉地を有しており、これらを「熊野本宮温泉郷」と総称している。旧本宮町への観光者の動向を知る手がかりとして、和歌山県商工観光労働部観光局『観光客動態調査報告書』がある。この中の「主要観光地別推移表」では旧本宮町からは熊野本宮温泉郷があげられているため、当該調査結果を基にグラフ化〈図9〉を行った。

＜図9＞折れ線グラフは、下から宿泊客、日帰客、合計、の順となっている。日帰客と合計は、世界遺産リスト記載前の2003年（平成15年）より急激に増加していることがわかる。一方、宿泊者数は減少傾向にある。そのため、世界遺産リスト記載の効果として観光者増加が認められるが、それは日帰客が増加したことに因るものであり、宿泊効果は認められない。

また、日帰客について、世界遺産リスト記載の動きと比較すると微増ではあるが、1999年（平成11年）にも増加がみられる。この年は、南紀熊野体験博が開催され、熊野古道を対象としたウォーキングが実施されたことによる影響が窺える。

図9:熊野本宮温泉郷 観光者数の推移 [単位:人]



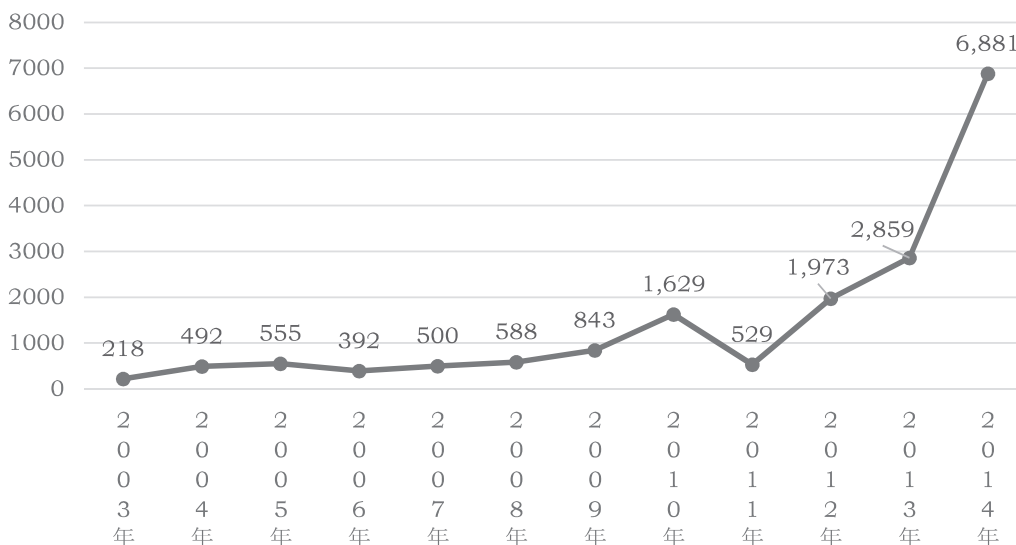
出所:和歌山県商工観光労働部観光局『観光客動態調査報告書 平成26年』7頁をもとに筆者作成

その他、折れ線の大きな動きとして、2011年（平成23年）に全体的に大幅な落ち込みがみられる。これは、上記3-2でも述べたが、9月に発生した台風12号の影響がみられる。洪水や土砂災害が生じたが、復興後も風評被害を受けたことが現れている。観光現象は出来事や不可抗力の影響を受けやすいため、観光者の増減については背景を汲み取る必要がある。

6-2. 熊野本宮温泉郷 外国人宿泊者数の推移

上記〈図9〉では、熊野本宮温泉郷における宿泊者数は減少傾向にあることがわかった。ここで、熊野本宮観光協会からの提供資料をもとに外国人宿泊者数の推移についてグラフ化したもの〈図10〉をみる。

図10: 熊野本宮温泉郷 外国人宿泊者数の推移 [単位:人]



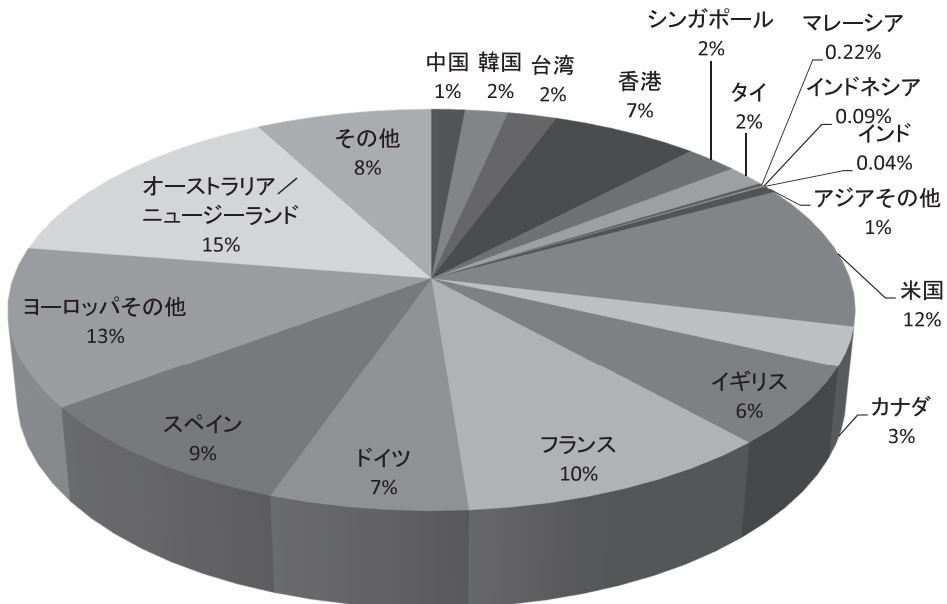
出所: 熊野本宮観光協会提供資料をもとに筆者作成

〈図10〉をみると、外国人宿泊者数は2011年（平成23年）を除き、増加傾向にあることがわかる。これは同時に、日本人観光客が減少していることを表すことになる。2003年（平成15年）以降は国が観光立国を掲げ、訪日外国人宿泊者数の増加を狙うインバウンドに力を注いでいるため、田辺市や旧本宮町内の観光関連団体の取り組みに注目されたい。

ここで外国人旅行者の「国」に焦点を当ててみる。国土交通省の年次報告書である『観光白書』（平成27年版）のなかで2014年（平成26年）の訪日外国人旅行者数の内訳をみると、上位5か国は①台湾、②韓国、③中国、④香港、⑤米国となっており、全体の割合でも東アジアの国が半数以上を占めている。欧州からの訪日外国人旅行者も年間100万人を突破しているが、東アジアと比較すると少ないのが現状である⁽¹⁴⁾。また、観光庁「訪日外国人消費動向調査」結果による国・地域別の訪日動機をみると、東アジアの国はショッピングが多く、欧米は日本の歴史・文化体験が多いことがわかる⁽¹⁵⁾。この点をみると、東アジアからの旅行者の多くの目的はショッピングであり、その目的が実現する場所を訪ねる傾向にあることが推測される。

それでは、旧本宮町の場合はどの国からの観光者が多いのか。〈図11〉に2014年（平成26年）の円グラフにて国別の割合を表してみた。

図11:熊野本宮温泉郷 国別外国人宿泊者数（2014年）

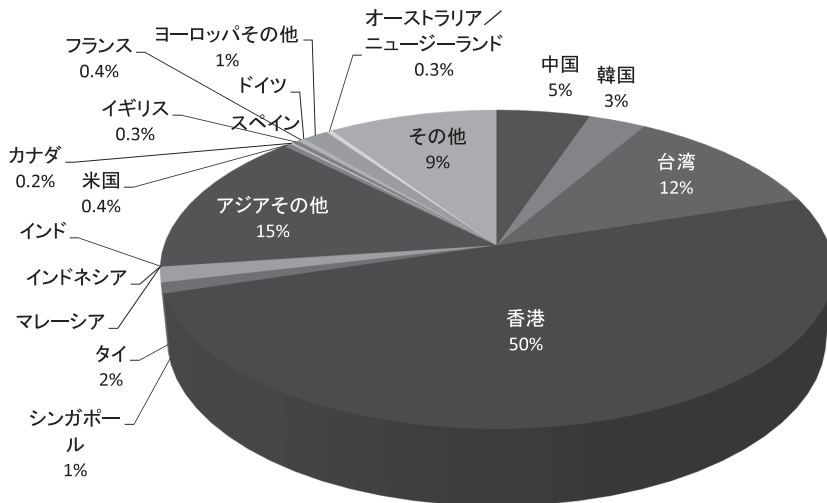


出所:和歌山県商工観光労働部観光局『観光客動態調査報告書 平成26年』をもとに筆者作成

〈図11〉をみると、旧本宮町への外国人宿泊者の国は欧米からが多く、全体の半数以上を占めていることがわかる。その一方で、東アジアの国は少ない。この背景には何があるのか。一つの手がかりとして、本稿対象の世界遺産よりも先に巡礼路として1993年（平成5年）にリスト記載されているスペインの「サンティアゴ・デ・コンポステーラの巡礼路」がある。また、新田辺市は2014年（平成26年）5月にスペインのガリシア州サンティアゴ・デ・コンポステーラ市と観光交流協定を結んでいること等から、巡礼路としての共通点や田辺市の取り組みに注目されたい。

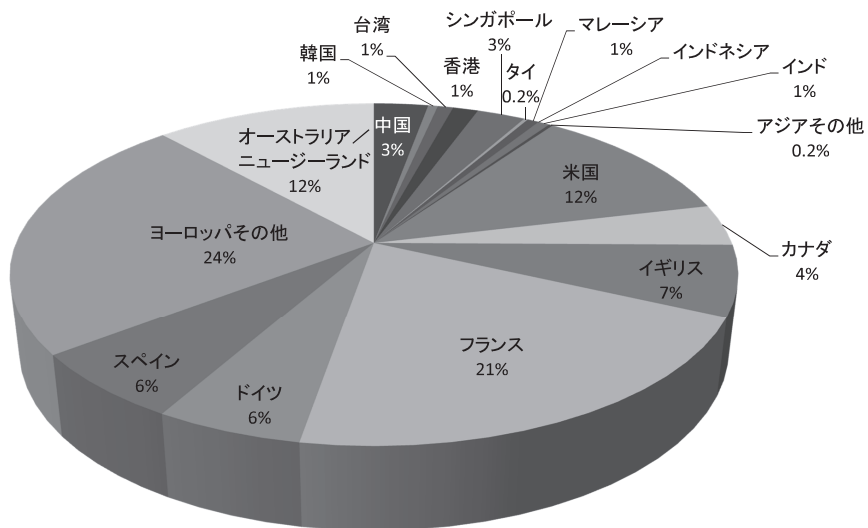
さらに、和歌山県の他の観光地の動向を確認するために、「白浜温泉・椿温泉」〈図12〉と「高野山」〈図13〉についてもグラフ化を行った。白浜温泉・椿温泉をみると、香港をはじめ東アジア諸国が大多数を占めていることがわかる。一方、高野山をみると欧米系が多く、熊野本宮温泉郷と似ていることがわかる。先に確認した訪日動機と照らし合わせると、欧米観光者は歴史・文化体験を目的としていることが多いことと繋がってくる事がわかる。

図14:白浜温泉・椿温泉 国別外国人宿泊者数 (2014年)



出所:和歌山県商工観光労働部観光局『観光客動態調査報告書 平成26年』をもとに筆者作成

図15:高野山 国別外国人宿泊者数 (2014年)



出所:和歌山県商工観光労働部観光局『観光客動態調査報告書 平成26年』をもとに筆者作成

おわりに

本稿では、世界文化遺産地域を対象としたフィールドワークの事前学習の素材となる主な資料や統計データについて紹介してきた。フィールドワークに際し、地域の基礎的情報を踏まえることは重要な作業であるが、本稿でその全てを取り上げることはできていない。また、本稿では地域における行政や各団体による取り組みについては取り上げていない。しかし、これは事前学習の難しさを強調するものではない。課題解決型とは、一過性のものではなく、①事前学習、②フィールドワーク、③事後学習といった一連の作業の反復を通して次なる展開が見えてくるものであると考える。そのため、「地域という現場」で生じている問題の本質を見つげ出すには、相当の時間と作業を要することになる。併せて、「現場」でみつけた問いに対して解決策を探ろうとする際には、理論と手法の知識も必要となってくる。これは、地域づくりのあり方を考える課題解決型の教育・研究をどのように展開していくかの課題として、今後考えていきたい。

註

- (1) 例えば、①西村幸夫・野澤康編『まちの見方・調べ方』―地域づくりのための調査法入門―』朝倉書店、2010年、のような地域づくりをテーマとしたもの、②地域学研究会編『はじめての地域学―「地域」が映し出す社会と経済―』ミネルヴァ書房、2011年、や柳原邦光他編『地域学入門―つながり>をとりもどす―』ミネルヴァ書房、2011年のような地域学をテーマとしたもの、そして③公益財団法人日本地理学会が認定する地域調査士科目のうちフィールドワークに係る授業キーワード等があげられる。
- (2) 和歌山県内には、熊野参詣道(中辺路・大辺路・小辺路・伊勢路)、大峯奥駈道、高野山町石道の6経路の参詣道がある。
- (3) “The Operational Guidelines for the Implementation of the World Heritage Convention”の日本語訳。1977年以降、定期的に改定されているため最新のものは“WHC.15/01, 8 July 2015”である。本稿では“WHC.05/2, 2 February 2005”の文化庁仮訳を参照しつつ適宜筆者が日本語訳を行った。
- (4) 詳しくは和歌山県文化財研究会『歴史の道調査報告書(Ⅰ)―熊野参詣道とその周辺―』和歌山県教育委員会、1979年を参照されたい。
- (5) 詳しくは和歌山県本宮町教育委員会編集『歴史の道 熊野道 整備報告書』、和歌山県本宮町、1983年を参照されたい。
- (6) 詳しくは田辺市世界遺産熊野本宮館条例を参照されたい。
- (7) 詳しくは『本宮町史 通史編』630-633頁を参照されたい。

(8)旧本宮町内における「上がり家」に関する研究として、例えば吉田千尋・落合知帆・岡崎健二「洪水時一時避難のための『上がり家』に関する研究—和歌山県田辺市本宮町請川地区を事例として—」『都市計画報告集』No.13、公益財団法人日本都市計画学会、2015年2月、がある。

(9)気象庁web site

<http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php?prec_no=65&block_no=1074&year=&month=&day=&view=> を参照されたい。観測地点「本宮」は北緯33度50.2分、東経135度46.4分、標高60m、区分はアメダス。観測地点「和歌山」は北緯34度13.7分、東経135度09.8分、標高13.9m、区分は气象台、測候所など。

(10)詳しくは環境省自然環境局『自然環境保全基礎調査 植生調査実施要領(平成27年度版)』を参照されたい。

(11)環境省web site「自然環境保全基礎調査 植生調査情報提供」を参照されたい。

<<http://www.vegetation.biodic.go.jp/index.html>>

(12)2005年(平成17年)は合併発足時のデータとして、4月末現在のものが掲載されている。

(13)詳細は総務省統計局web site「日本標準産業分類の変遷と第13回改定の概要」を参照されたい。

<http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000043.html>

(14)詳しくは国土交通省『観光白書』平成27年版13頁を参照されたい。

(15)詳しくは国土交通省『観光白書』平成27年版45頁を参照されたい。

主要参考文献

和歌山県文化財研究会『歴史の道調査報告書(Ⅰ)—熊野参詣道とその周辺—』和歌山県教育委員会、1979年

和歌山県本宮町教育委員会『歴史の道(熊野道)整備報告書』和歌山県本宮町、1983年

和歌山県教育庁文化財課『和歌山県「歴史の道」活用推進総合計画策定書』和歌山県教育委員会、1998年

和歌山県『世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」和歌山県保存管理計画(分冊3)』、2006年

和歌山県田辺市「田辺市住民基本台帳 町別人口世帯数」

和歌山県田辺市「住民基本台帳 町別・年齢別(5歳刻)人口」

和歌山県田辺市世界遺産熊野本宮館「熊野本宮温泉郷 外国人宿泊数並びに熊野古道語り部稼働数について(平成27年3月1日現在資料)」

和歌山県商工観光労働部観光局『観光客動態調査報告書 平成26年』、2015年

総務省統計局「国勢調査」、2005年、2010年

WHC.15/01, Operational Guidelines for the Implementation of the World Heritage Convention, Paris, 8 July 2015.

付記

本稿で取り上げた統計データの図表は、拙稿「世界文化遺産地域における住民生活と観光動向―和歌山県田辺市本宮町に関する統計資料からの考察―」『第30回日本観光研究学会全国大会発表論文集』、日本観光研究学会、2015年11月、1-4頁、のなかでも使用したものである。拙稿とはテーマとデータ使用の位置づけが異なるため、本稿でも用いることとした。

2016年1月22日受理